

この度は、「薬剤師国家試験対策参考書[改訂第12版]⑧法規・制度・倫理」をご購入いただき、誠に有難うございます。
 本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
 ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 青本[改訂第12版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P125 表 ●厚生労働省令で定める薬剤師の設置基準	※臨床研究中核病院に置くべき臨床研究に携わる薬剤師の員数は、10人以上とする	※臨床研究中核病院に置くべき臨床研究に携わる薬剤師の員数は、 <u>5</u> 人以上とする

薬学ゼミナール編集 青問[改訂第12版]⑧法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P111 問 47 解説下から2行目	……また、臨床研究中核病院では、臨床研究に携わる薬剤師の員数として、10人以上と規定している。	……また、臨床研究中核病院では、臨床研究に携わる薬剤師の員数として、 <u>5</u> 人以上と規定している。

下表は、2022年4月の麻薬及び向精神薬取締法改正に伴う補足となります。

	訂正前	訂正後
P299 問 4 解説 4	正 ……都道府県知事へ共同申請をして許可を得た場合には、在庫不足で調剤できないときに限り、当該共同申請をした麻薬小売業者間で麻薬の譲受・譲渡が可能となる。	正 ……都道府県知事へ共同申請をして許可を得た場合であって、 <u>①麻薬の在庫不足のために調剤できない場合で当該不足分を補足する場合、または②麻薬卸売業者から譲り受けて90日を経過した麻薬の場合に、</u> 譲受・譲渡が可能となる。

下表は、2022年5月の医薬品医療機器等法の改正に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P193 問 51 解説に追加	……承認を与えることを可能としている。	……承認を与えることを可能としている。 <u>また、医薬品及び医療機器についても、緊急承認制度として条件及び期限を付した承認の仕組みが、2022年度より導入されている。これに伴い、1、2も解答となりうる。</u>